

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

| | |
|------------------------------|---------------------------------|
| 名称： 江南市立古知野西保育園 | 種別： 保育所 |
| 代表者氏名： 伊藤 早苗 | 定員（利用人数）： 140名（130名） |
| 所在地： 愛知県江南市東野町郷前48番地 | |
| TEL： 0587-56-2021 | |
| ホームページ： | |
| 【施設・事業所の概要】 | |
| 開設年月日： 平成25年 4月 1日 | |
| 経営法人・設置主体（法人名等）： 学校法人 愛知江南学園 | |
| 職員数 | 常勤職員： 19名 非常勤職員： 12名 |
| 専門職員 | （園長） 1名 （パート保育士） 7名 |
| | （保育士） 16名 （保育補助等） 5名 |
| | （調理員） 2名 |
| 施設・設備の概要 | （居室数） 6室 （設備等） 乳児室 1室・遊戯室 1室 |
| | 保育士室 1室・給食室 1室 |

③理念・基本方針

★理念

人間性尊重の精神

★基本方針

子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培う。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ①開所時間において、保育を実施します。
- ②障害のある子どもの統合保育を実施します。
- ③子ども一人ひとりの生活リズムを大切にしながら、年齢に応じた生活ができる養護と教育を行います。
- ④人とのかかわりの基本となる信頼関係を築き、自己肯定感を育てる保育をします。
- ⑤自然とのかかわりを大切に保育活動をします。
- ⑥互いに育ち合い、学びあえる集団づくりをします。
- ⑦子どもの心と体のつながりを考慮し、体力づくりにつながる活動に心がけます。
- ⑧子どもが主体的に活動できる環境づくりに心がけます。
- ⑨子どもが長時間落ち着いて生活できる環境に配慮します。
- ⑩丁寧な保育ができるよう、保育者同士の連携を大切にします。
- ⑪保護者と協同した子育てができるよう、保護者とのコミュニケーションを大切にします。
- ⑫短大の教員の協力を得ながら保育検討します。
- ⑬子どもの育ちを支えるだけでなく、江南市の子ども・子育て支援事業計画に基づき公立保育園として地域の子育て支援を行います。

⑤第三者評価の受審状況

| | |
|-------------------|---|
| 評価実施期間 | 令和 4年 6月 1日（契約日）～ 令和 5年 2月13日（評価確定日） 【令和 4年11月25日（訪問調査日）】 |
| 受審回数 （前回の受審時期） | 9 回 （令和 3年度） |

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆自然環境の溢れた環境

保育室は木の実や観賞用小魚、シイタケなど、自然との触れ合いができる環境を整えている。蚕やヌマエビを飼育したり、畑や園庭で野菜を育てたりしており、幼小期に様々な自然と触れ合うことは、自ずと保育方針の具現化と言える。

◆有終の美

10年前から継続して第三者評価の受審を重ねている。これまで、自己評価での気づきや第三者評価の受審結果から改善課題を抽出して改善に取り組んだ結果、今回の自己評価は、すべての項目で自信をもって「a」判定をつけている。指定管理者制度の終了によって、来期からは他法人の運営となるが、有終の美を飾られたことに敬意を表したい。

◆自主的・自発的に生活と遊びができる環境の整備

子ども目線での話し合いが職員間で行われ、子どもの興味や関心に沿った保育環境を構成している。新型コロナウイルス感染症対策をとりつつも、子どもが遊びたい場所でじっくり取り組める時間を作っている。恐竜のいるジャングルや生簀に見立てた飼育ケースのある回転寿しコーナーは、子どもの興味を職員が良い形で援助し、環境による保育が実践されている。

◇改善を求められる点

◆苦情情報の周知

苦情は「市長への手紙・メール」で受け取ることが多い。保護者には「【苦情申出窓口】の設置について」の文書が配付され、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員、苦情解決の方法について明記されている。しかし、家族アンケートの結果として、「園から説明があった」という回答は32%であった。苦情があったのか、なかったのかを認識していない保護者も多く、苦情がなかった場合には、「苦情なし」の事実を知らせることが望ましい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

的確な指導と評価を得たことにより、江南学園として有終の美を飾ることができました。
Ⅱ期10年に渡り、ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

| | | 第三者評価結果 |
|---|----|---------|
| I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。 | | |
| I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | 保1 | ①・b・c |
| <コメント> 職員全員が持っている「管理案」に理念や方針が記載してあり、年度始めに読み合わせて説明を加えている。職員室に掲示し、日頃から浸透に努めている。保護者へは「ほいくえんのしおり」の冒頭に掲げていることを伝え、配付している。保護者アンケートの「理念・方針の保護者周知」は、ほぼ100パーセントが肯定している。 | | |

I-2 経営状況の把握

| | | 第三者評価結果 |
|---|----|---------|
| I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 | | |
| I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | 保2 | ①・b・c |
| <コメント> 学校法人配下の園であり、市の指定管理者制度の園でもある。事業は「指定管理料」の範囲内で営んでおり、四半期単位で事業実績を市へ報告している。保育に関する社会福祉事業全体の動向は、全国私立保育園連盟発行の「保育通信」を定期購読して把握している。 | | |
| I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。 | 保3 | ①・b・c |
| <コメント> 施設設備として、経年劣化による修繕（10万円未満）が11件実施された。保護者への就労支援の使命を果たすために、休園しない方針で保育事業にあたり、職員はコロナワクチン接種が必須であり、子どもと職員の体調管理や手指消毒、マスク着用、保育室や玩具などの消毒を徹底している。就業規程の「職務専念義務」を解除し、体調不良による休暇が取得しやすいよう配慮している。 | | |

I-3 事業計画の策定

| | | 第三者評価結果 |
|---|----|---------|
| I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 | | |
| I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 | 保4 | ①・b・c |
| <コメント> 市が「第二期子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度から令和6年度）を策定してホームページに掲載している。（概要版と併載）園は二期目の「第2期5か年計画」を市へ提出している。（指定管理者指定申請書の必須書類） | | |
| I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 | 保5 | ①・b・c |
| <コメント> 市の「第二期子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度から令和6年度）」に基づいて、令和4年度事業計画を策定している。法人で承認して、市へ提出している。単年度計画には、「全体的な計画」も含まれている。 | | |

| | | |
|---|----|-----------|
| I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 | | |
| I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | 保6 | ① ・ b ・ c |
| <コメント> 令和4年度事業計画は園長、園長代理に幼児、3歳未満児、障害児の各担当職員が加わり、令和3年度を振り返って策定している。市へは、年度事業報告書及び四半期ごとに報告書を提出している。 | | |
| I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。 | 保7 | ① ・ b ・ c |
| <コメント> 市へ報告している「事業報告書」は保護者へ開示する性質のものではなく、保護者へは園で「事業」として行う「行事」を周知している。年度始めに保護者に配付している「ほいくえんのしおり」で「年間行事予定」、「幼児交通安全クラブ年間計画」を周知している。また、市のホームページや広報で、「園庭開放」や「ほほえみ広場」（未就園児の親子対象）を周知している。 | | |

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

| | | |
|--|----|-----------|
| | | 第三者評価結果 |
| I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 | | |
| I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 | 保8 | ① ・ b ・ c |
| <コメント> 厚生労働省発行の「保育所における自己評価ガイドライン」（2020年改訂版）（本ガイドラインは、保育所保育指針に基づき、保育の質の確保・向上を図ることを目的にしている）、及び全国保育士会発行の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、保育の質の向上に取り組んでいる。 | | |
| I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | 保9 | ① ・ b ・ c |
| <コメント> 10年間連続して第三者評価を受審して来た。その度に自己評価及び第三者評価の結果を検証し、課題を明確にして園全体が良好な運営に向うよう、チームとして一つひとつ改善に努めて来た。その結果が、今回「自己評価」はすべての項目に「a」評価を付すことに至った | | |

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

| | | 第三者評価結果 | |
|---|-----|-----------|--|
| Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。 | | | |
| Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | 保10 | a · b · c | |
| <コメント> 従前より、「運営機構及び職務分担」表があり、最新の組織図と役割が記されている。これを用いて、年度始めに職員全員に説明している。「運営機構及び職務分担」は、職員が持っている「保育マニュアル」に綴じ込まれており、いつでも参照できる状態にある。 | | | |
| Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 | 保11 | a · b · c | |
| <コメント> 指定管理者は、「関係法規の遵守」の項で、法令等を遵守しなければならないとして「法令一覧」を作成している。労務に関する改訂事項は、法人が行う所属長会議で報告を受けている。保育に関係する改訂情報は、「保育通信」や臨床育児保育研究会発行の「エデュカーレ」から得ている。具体的な改訂の解説が付いており、職員へ回覧して周知している。 | | | |
| Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。 | | | |
| Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。 | 保12 | a · b · c | |
| <コメント> 厚生労働省発行のハンドブック「保育をもっと楽しく」（2020年改訂版）も、学びの参考資料となっている。園内研修や外部研修も受講している。また、ソニー教育財団やあいおいニッセイ同和損保などが主催する研修には、オンラインで受講している。学びの結果、ここ一年は、職員の「良いところ」を伸ばすことで保育の質の向上に努めている。 | | | |
| Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 | 保13 | a · b · c | |
| <コメント> 厚生労働省発行の「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年版）を参考に、基本に立ち返って業務の見直しを進めている。記録関係を一つひとつ見直し、園として必須な記録に絞り込んだり、様式を変更したりして業務軽減に努めている。 | | | |

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

| | | 第三者評価結果 | |
|---|-----|-----------|--|
| Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 | | | |
| Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 | 保14 | a · b · c | |
| <コメント> 従前は、法人が運営する短期大学のキャリアセンターから職員の紹介があった。キャリアセンターの担当者が、適時卒業生の就業状態の確認とフォローのために来訪している。「職務専念義務」を解除する（有給休暇扱いの休暇取得可）など、休暇が取りやすい施策がある。もともと職員定着率の高い園である。今年度を最後に園運営から撤退するため、職員採用はしていない | | | |
| Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。 | 保15 | a · b · c | |
| <コメント> 従前より、運営母体の学校法人が定めた「就業規則」に則って人事管理が行われている。正規職員を対象とした規則であり、それに沿って厳格に運用されている。「就業規則」、「給与規程」は、半日かけて入社時に職員全員が説明を受けており、所持している。 | | | |

| | | |
|--|-----|-------|
| II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 | | |
| II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 | 保16 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <p>誰もが見ることが出来る「保育士シフト勤務表」の作成により、職員の勤務状態が容易に分かり、偏りのない勤務シフトが組まれている。将来の希望なども個別面談で把握している。「母性健康管理規程」を設け、母性を尊重して働く環境の整備をしている。コロナ感染予防対策として、「就業規程」の「職務専念義務」を解除して、10日間の休暇が取れるよう改訂している。</p> | | |
| II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 | | |
| II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 | 保17 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <p>職員育成の一つとして、研修受講が重要と考えている。市や外部から研修の情報を収集し、職員の目標に合致している研修に参加することで、スキル向上に役立てようとしている。オンライン研修の受講に際しては、職員室で勤務時間内に受講している。さらに、見逃し配信を利用して受講機会を増やしている。年度末に、園長が面談して成果を確認し、次の目標に向けた配置などに活用している。</p> | | |
| II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | 保18 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <p>令和4年度の単年度事業計画に研修について記している。基本的な方針は「職員は、絶えず自己啓発に努め、担当業務を遂行するために必要な知識・技能の向上を図る」とある。「全体的な計画」にも職員研修を記している。具体的な研修としては、「ほいくのこころえ初任研修」や「現任研修」などがあり、事前に予定されている研修は一覧表にして管理している。</p> | | |
| II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 | 保19 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <p>外部からの研修案内は、職員へ回覧して自主研修として参加希望者を募っている。研修に伴う交通費や宿泊費、日当は、「出張旅費規程」に基づいて支給している。今年度はオンライン研修が多く、見逃し配信を利用して受講機会を増やしている。研修中は、欠員の気兼ねなく安心して受講できるように勤務シフトを調整する等、人員配置にも配慮している。</p> | | |
| II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。 | | |
| II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 | 保20 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <p>「保育実習及び体験実習受入れ要項」に「実習における留意事項」が記されており、積極的な取組み姿勢を示している。要項は指示書、実習反省の項があり、実施の意義と育成に努める事を記している。実習生の受入れは、市が窓口となって受入れている。当年度は2名の実績があり、1人2週間の実習を実施した。</p> | | |

II-3 運営の透明性の確保

| | | 第三者評価結果 |
|--|-----|---------|
| II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 | | |
| II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 | 保21 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <p>指定管理者制度による「市立保育園」としての扱いで、市がホームページを開設し、園の概要を公開している。保護者へは、「園だより」や「クラスだより」、動画配信などでありのままの状態を発信している。「園だより」を園庭の掲示版に掲げ、来園した未就園児の保護者も見ることができる状態にしている。「ようこそ、古知野西保育園へ」のリーフレットを市役所に設置している。</p> | | |
| II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | 保22 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <p>運営母体の学校法人が契約している公認会計士による監査を、年3回受けている。監査対象項目は決算処理、補正予算関係、現金収支である。物品購入は事務長、園長、調理主任に限られており、購入先は市の指定業者である。現金有高は毎月末に園長が確認し、法人事務局経理課へ報告している。四半期単位で事業実績を市へ報告している。</p> | | |

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

| | | 第三者評価結果 | |
|--|-----|-----------|--|
| Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。 | | | |
| Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 | 保23 | ① ・ b ・ c | |
| <p><コメント> 事業計画に、小学校との連携や地域社会との連携を記し、「全体的な計画」にも地域との連携を記している。具体的には、老人福祉施設の利用者との絵手紙交流や、地域住民に七夕飾りを届けたり、散歩の途中で神職の方から話を聞いたり、近所の商店へ買い物に行ったりしている。また、蚕やヌマエビの飼育、水稻栽培などで近隣住民の来園があり、途切れなく交流が続いている。</p> | | | |
| Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 | 保24 | ① ・ b ・ c | |
| <p><コメント> 「ボランティア活動留意事項」として文書が確認できた。「全体的な計画」には、実習生やボランティア、職場体験受入れを記している。市の社会福祉協議会経由で、中学生による手作りおもちゃの贈り物があった。遠足時のキッズガード（見守り登録複数名）や、絵本の読み聞かせなどを受け入れている。今年は、新型コロナウイルスの影響で受入れを縮小している。</p> | | | |
| Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。 | | | |
| Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 | 保25 | ① ・ b ・ c | |
| <p><コメント> 「関係機関一覧表」及び「事故対応における関係機関との連携」を職員室に掲示している。職員が職員室に不在時でも連絡が取れるよう、職員は児童相談所や市子ども政策課などの主要連絡先を記したカードを常備している。普段から、児童相談所や保健センター、小児科医等との連携は密にしている。</p> | | | |
| Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 | | | |
| Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。 | 保26 | ① ・ b ・ c | |
| <p><コメント> 従前より、市が主催している「小学校連携事業連絡会」や「保幼小連携研修会」に出席してニーズ把握に努めている。園庭開放や「ほほえみ広場（未就園児対象）」で来園する未就園児の保護者から育児相談を受けるなど、ニーズ把握の機会としている。福祉ニーズ把握の場であった民生委員児童委員会は、新型コロナウイルス感染防止のため昨年に続いて自粛している。</p> | | | |
| Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 | 保27 | ① ・ b ・ c | |
| <p><コメント> 園庭開放は、6月と11月から翌3月までの毎週水曜日、午前10時から11時まで行っている。未就園児対象の保護者同士の交流や子育て相談を目的とした「ほほえみ広場」の開催日時を、ホームページで案内している。園は市の施策である「赤ちゃんの駅」の登録施設になっているが、殆ど利用者はない。なお、市の指定管理下にあるため、自主的に公益的な活動を行うことは難しい。</p> | | | |

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

| | | 第三者評価結果 |
|---|-----|-----------|
| Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。 | | |
| Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 | 保28 | ① ・ b ・ c |
| <p><コメント></p> <p>職員全員に「保育マニュアル」が配付され、その中に「倫理要綱」が明示されている。内容について職員間で読み合わせを行っている。子どもを尊重することや基本的人権への配慮について、職員は10月に「マルチリートメントを学ぶ」という内容で、大学教授によるオンライン研修を受けている。</p> | | |
| Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。 | 保29 | ① ・ b ・ c |
| <p><コメント></p> <p>プライバシーの保護や子どもの権利擁護について、「虐待の防止と早期発見・初期対応についてお願い」というマニュアルが整備されている。職員は、権利擁護に関する研修を受けて理解を深めている。着替えやおむつ替えの際には、周囲から見えない環境を意識している。</p> | | |
| Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。 | | |
| Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。 | 保30 | ① ・ b ・ c |
| <p><コメント></p> <p>園の概要を紹介するA4 1枚の案内文書があり、園庭解放時に訪れた未就園児親子の希望者に配付している。市がホームページを適時更新し、保育室内の環境や園庭の環境を写真で多数紹介し、広く情報を提供している。「ようこそ、古知野西保育園へ」のリーフレットを市役所に設置し、利用希望者が自由に手に取れるようにしている。</p> | | |
| Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。 | 保31 | ① ・ b ・ c |
| <p><コメント></p> <p>入園の申請の際に「入園申請書類」に沿い、保護者の意向を一人ひとりから聞き取っている。書類記載の説明にあたっては、該当場所を鉛筆で囲い、保護者に記入場所が分かりやすいように工夫している。入園に際しては、入園説明会で「ほいくえんのしおり」を使って説明している。</p> | | |
| Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。 | 保32 | ① ・ b ・ c |
| <p><コメント></p> <p>転園する際には「転園児申し送り書」を作成し、ケースによっては「個別記録の引き継ぎ書」を添付し、保育の継続性に配慮している。保護者には「ほいくえんのしおり」で、転園や退園後も相談が引き続きできることを文書にして知らせている。入園説明会でも説明し、保護者に周知している。</p> | | |
| Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。 | | |
| Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 | 保33 | ① ・ b ・ c |
| <p><コメント></p> <p>保護者の利用者満足度を把握する取組みは、日頃の子どもの園生活の様子を職員と保護者で共有し、保護者から生の声を聞くことや、大きな行事の後に感想を自由記述形式で提出してもらうことで把握している。園から家庭に配付している「クラス便り」のカラー版を廊下に掲示し、子どもの園生活を保護者と共有するための会話の糸口にする工夫をしている。</p> | | |

| | | |
|---|-----|-----------|
| Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。 | | |
| Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 | 保34 | a ・ ㉔ ・ c |
| <コメント> 苦情は「市長への手紙・メール」で受け取ることが多い。保護者には「【苦情申出窓口】の設置について」の文書が配付され、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員、苦情解決の方法について明記されている。しかし、家族アンケートの結果として、「園から説明があった」という回答は32%であった。 | | |
| Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。 | 保35 | ㉔ ・ b ・ c |
| <コメント> 保護者が相談や意見を気軽に述べやすいように、相談体制について入園説明会で説明している。相談場所については、保育後の子どものいない保育室や、相談内容によっては職員室でパーティションを用いて話しやすい環境を作っている。相談相手には担任保育士や他の職員も応じる体制で取り組んでいる。 | | |
| Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 | 保36 | ㉔ ・ b ・ c |
| <コメント> 保護者からの意見や相談には、「苦情対応マニュアル及び苦情受付書」を整備して対応している。保護者からの意見は、内容により保護者のプライバシーに配慮しながら、可能な場合は職員に朝礼の際に報告して迅速に対応している。「苦情対応マニュアル及び苦情受付書」は、年に1度見直しをして改善している。 | | |
| Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。 | | |
| Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 | 保37 | ㉔ ・ b ・ c |
| <コメント> 以前、園内に無断で侵入した人物がおり、それを教訓に危機管理に力を入れ、園内研修として取り組んでいる。「不審者対応カード」には、園の侵入口を色別にして示しており、不審者を発見した場合、何処から侵入しているかが色で示せるようになっている。「不審者対応カード」や「アクションカード」（落ち着いて・緊急時手順カード・119番通報手順が順に記されている）を、全職員が携帯している。 | | |
| Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 | 保38 | ㉔ ・ b ・ c |
| <コメント> 感染症対策においては、園長を責任者とする管理体制が整備されている。市役所保育課と連携をとり、「感染症対応マニュアル」を作成して、年度当初に職員で読み合わせをして周知をしている。園内で新型コロナウイルス感染症やノロウイルス、胃腸風邪、ヒトメタニューモウイルス感染症等の発生がある場合は、メール配信をして保護者に情報提供を行っている。 | | |
| Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 | 保39 | ㉔ ・ b ・ c |
| <コメント> 市のハザードマップを参考に、「地震防災マニュアル」を作成している。園の立地条件から特に水害を想定し、「地震防災マニュアル」の中に「洪水時の避難確保計画」が掲載されている。豪雨で冠水が予測される場合は園舎2階に避難するが、更に雨量が多いと予測される場合は、近隣の古知野西小学校に避難するため、年に1度、小学校との連携を図って合同で避難訓練を行っている。 | | |

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

| | | |
|--|-----|-----------|
| | | 第三者評価結果 |
| Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。 | | |
| Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。 | 保40 | ㉔ ・ b ・ c |
| <コメント> 標準的な保育の実施方法について「保育マニュアル」が整備されている。「保育マニュアル」は、手順については写真と解説文で具体的に詳しく説明されており、誰が見ても分かるように配慮されている。職員の経験に差があっても標準的な保育が実施されるよう、園長や園長代理が見守り、指導をする体制がとられている。 | | |

| | | |
|--|-----|-----------|
| Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 | 保41 | ① ・ ② ・ ③ |
| <p><コメント> 保育内容の見直しを毎日行い、評価・反省として指導案に記録している。保育の標準的な実施方法として検討する場合は、学年会議や全体会議として職員で月に1度見直しを行い、年度末には保育に関わる職員以外の職員も交え、最終的に見直し変更をしている。</p> | | |
| Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。 | | |
| Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 | 保42 | ① ・ ② ・ ③ |
| <p><コメント> 指導計画は各年齢別に担当が責任を持って「指導計画週案」「指導計画月案」「指導計画個別月案」を作成している。作成の際には、入園時に個別面接で聴取した保護者のニーズや要望、日常生活の中における子どもの興味関心を考慮し、計画を作成している。アレルギー面談は管理栄養士を中心として実施し、関係職員が同席し、個別月案作成に反映させている。</p> | | |
| Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。 | 保43 | ① ・ ② ・ ③ |
| <p><コメント> 指導計画の評価・見直しは、「指導計画週案」は毎週末、「指導計画月案」と「指導計画個別月案」は毎月末に評価反省として記録をしている。年齢に応じて子どもの生活やあそびの姿から、ねらい、内容の評価・見直しをして次の計画を作成している。指導計画の中の環境図では、計画と実際に行った環境構成の違いを朱書きで表し、次回に活かせるようにしている。</p> | | |
| Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。 | | |
| Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 | 保44 | ① ・ ② ・ ③ |
| <p><コメント> 子どもごとに個別のファイルがあり、「保育の実施状況、発育状況、健診結果」の記録が集約されている。ファイルは職員室のキャビネットに施錠保管されている。情報共有においては、職員全員への周知と、関係者だけにとどめておく情報とを区別している。保育の実施状況の記録においては、記録要領の書き方がマニュアル化されており、職員間で記録内容に差異が生じないように工夫している。</p> | | |
| Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 | 保45 | ① ・ ② ・ ③ |
| <p><コメント> 個人情報の取扱いについては、保護者に「個人情報取り扱いについてお願い」の文書を配付し、入園説明会で説明して周知している。写真掲載については、入園時に保護者から「写真取り扱い承諾書」（目的に応じて希望する、しないを選択できる書式）を得ている。記録は園長が責任者として管理し、職員は個人情報保護の内容が記載してあるチェックシートを記入することで振り返りを行っている。</p> | | |

【内容評価基準】

A-1 保育内容

| | | 第三者評価結果 |
|---|-----|---------|
| A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成 | | |
| A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。 | 保46 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <p>「人間性尊重の精神」の理念に基づき、「全体的な計画」が策定されている。年齢別のねらい、発達の視点は「保育所保育指針」に基づき策定されている。地域連携としては、蚕やヌマエビの飼育、高齢者施設との交流等があり、地域の協力を得て保育実践ができるよう計画している。アレルギー対策、食育推進は管理栄養士を交えて作成している。</p> | | |
| A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 | | |
| A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 | 保47 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <p>子どもが自由感をもって生活できるように保育室のドアを開け、開放的な雰囲気となるよう配慮している。教材を置く台は、子どもが作業しやすい高さになっている。新型コロナウイルス感染症対策として常に換気し、こまめな消毒がされている。子どもが集中して取り組みたい活動では、目から余分な刺激が入らないよう、壁際に机や椅子を配置し、落ち着いて遊べるコーナーを作っている。</p> | | |
| A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。 | 保48 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもを受容するために、全職員で見守ることを心掛けている。そのために、職員間で子ども一人ひとりの状態を報告し合い、子どもの発達段階に応じて対処している。例としては、階段を登りたい1歳児には職員が付き添えるように、他の職員がフォローする体制を作っている。</p> | | |
| A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。 | 保49 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣を子どもが身につけやすい動線を工夫している。登園後は、所持品の始末が集中してできるようにカラー帽子は昇降口で収納し、廊下に進みコップとタオルを出し、保育室に入って靴をしまう、という流れで遊びや他の事に気がそれず所持品の整理が身につくようにしている。職員は子どもが動く前に声をかけることを控え、どこまで自分でやろうとしているのかを把握してから声をかけている。</p> | | |
| A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。 | 保50 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <p>年齢毎に発達段階を捉えたコーナーが作られ、子どもが主体的に活動できるよう工夫している。運動会の取組みが継続し、子どもの作品である恐竜や積み木による海賊船の構成物がある。季節の自然物が教材として豊富に準備されており、子どもは自由に使うことができる。シイタケの栽培やキウイが追熟する様子が身近に観察できる環境構成がされ、生活と遊びが豊かに展開されている。</p> | | |
| A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | 保51 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <p>保育室内には、乗用玩具や身体を動かせる環境と指先を使って遊べる手作り玩具を、コーナーごとに構成している。明るい雰囲気の壁面装飾があり、個人のリズムで生活できるように食事や睡眠のコーナーがある。散歩カーで園舎裏の畑に散歩に出かけ、野菜や季節の花に触れたり自由散策をしたりと、子どもが園生活を楽しむ活動をしている。</p> | | |
| A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | 保52 | ①・b・c |
| <p><コメント></p> <p>砂場にはテントが張られ、落ち着いて遊べる環境がある。土に触れて足裏感覚が刺激されるように、子どもは裸足で遊んでいる。この時期の発達の特徴である探索活動が十分できるよう、園庭の一角を囲っている。子どもは園で飼育している鳥やうさぎを見たり、子ども同士で手をつないで歩くことを楽しむ様子もある。それぞれの子どもの興味に合わせて、子どもが飽きるまで付き合う方法をとっている。</p> | | |

| | | |
|--|-----|-----------|
| A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | 保53 | ① ・ ② ・ ③ |
| <p><コメント> 子どもが自由感を感じながら、自分の興味に合わせた活動ができる場を、戸外、室内と自分で選択できる。子どもの興味に合わせて寿司屋ごっこができる環境や、自然物で飾りが作れるコーナー、落ち着いて絵本を見るコーナー、生活の再現ができるコーナー等が用意されている。廊下を使って、制作物や構成物が長期間展示できる工夫をし、子どもの興味関心が持続する取組みをしている。</p> | | |
| A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | 保54 | ① ・ ② ・ ③ |
| <p><コメント> 障害のある子どもは偏食が強い状況にあり、給食の写真を撮影して掲示している。聴覚障害の子どもが避難訓練をする際には、全体指示の音が聞こえているかを観察し、個別指導計画に反映させている。4ヶ月に1度、大学の心理士が子どもを観察し、担任からの相談に助言やアドバイスがある。</p> | | |
| A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | 保55 | ① ・ ② ・ ③ |
| <p><コメント> 幼児組の延長保育はゆったりと過ごせるよう、遊戯室で異年齢の集団で過ごしている。子どもの数が少なくなる17時半以降は、雰囲気を変えられるように未満児の保育室に移動し、19時以降は職員室で家庭的に過ごしている。3歳未満児は慣れた部屋で安定して過ごせるように、日中の保育室で過ごしている。幼児、未満児ともに、18時に園からアレルギーに配慮したおやつを提供している。</p> | | |
| A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 | 保56 | ① ・ ② ・ ③ |
| <p><コメント> 「全体的な計画」の中に小学校との連携が位置付けられており、5月に小学校の教員が園に視察に訪れている。園からは、就学後に卒園児の見学を行っている。発達面で配慮が必要な子どもに関しては、就学に向けて発達支援員と連携を図っている。園行事のフッ化物の説明の際に、発達支援員を保護者に紹介している。</p> | | |
| A-1-(3) 健康管理 | | |
| A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。 | 保57 | ① ・ ② ・ ③ |
| <p><コメント> 子どもの健康管理のために、「健康把握及び対応マニュアル」が作成されている。SIDS（乳幼児突然死症候群）の対策として、午睡チェックは0歳児は5分ごとに、1・2歳児10分ごとに行っている。園での子どもの体調悪化やけがなどについては速やかに保護者に連絡し、通院や帰宅した後で電話による状況の確認をしている。</p> | | |
| A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。 | 保58 | ① ・ ② ・ ③ |
| <p><コメント> 健康診断の結果で、異常が見られた子どもは保護者には文書で報告をし、職員間では職員会議で情報を共有している。歯科健診・発育測定結果は、「健康の記録」として毎月末に保護者に渡している。</p> | | |
| A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。 | 保59 | ① ・ ② ・ ③ |
| <p><コメント> アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもは、入園前に医師の診断結果を基に職員と保護者で十分話し合い、園での対応を決めている。アレルギー児については、職員間で情報を共有する目的と、避難した際の間違い防止のために「個別カード」（本人の写真入りでアレルギー疾患での症状や除去物について記入）を作成している。</p> | | |

| | | |
|---|-----|-------------|
| A-1- (4) 食育、食の安全 | | |
| A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 | 保60 | ① a ・ b ・ c |
| <コメント> 「全体的な計画」の中に食育の推進が位置づけられている。食材に興味を持てるように畑で野菜を育て、食に関する写真やイラスト、絵本を多数掲示している。子どもが自分たちで育てた米を脱穀する前の米、玄米、精米としてガラス瓶に入れて展示し、子どもが直に触れて興味を持てるようにしている。 | | |
| A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 | 保61 | ① a ・ b ・ c |
| <コメント> 子どもの喫食状況を考慮し、献立作成会議を毎月行っている。会議のメンバーは管理栄養士を中心に園長、園長代理、クラス担任も交代制で参加している。食べる楽しみが共有できるように、誕生会ではアレルギー児も一緒に食べることができるホールケーキを提供している。 | | |

A-2 子育て支援

| | | |
|--|-----|-------------|
| | | 第三者評価結果 |
| A-2- (1) 家庭と綿密な連携 | | |
| A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 | 保62 | ① a ・ b ・ c |
| <コメント> 3歳未満児の保護者とは、「連絡ノート」を使って家庭との連携を図っている。幼児の保護者とは、送迎時に保護者と話す機会を意識して作っている。今年度は7月に、幼児クラスは学年ごとのクラス懇談会を行った。3歳児クラスはその際に保護者が保育室の見学を行い、4歳児クラスはファミリーデーとして取り組み、5歳児クラスは親子で一緒に遊んだ後にクラス懇談会を行って家庭との連携を図った。 | | |
| A-2- (2) 保護者の支援 | | |
| A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 | 保63 | ① a ・ b ・ c |
| <コメント> 気になる保護者には、園（担任等）から積極的に声をかけ、相談につなげることが多い。保護者の送迎の際の様子や子どもの園での様子の変化、「連絡ノート」等から保護者の悩みを汲み取っている。面談時間は、保護者の就労状況に応じて担任と時間を調整している。相談内容によっては、園長や園長代理が同席している。相談内容は原則記録するが、個人情報等に配慮して記録に残さないケースもある。 | | |
| A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 | 保64 | ① a ・ b ・ c |
| <コメント> 児童虐待に関するマニュアルとして、市で統一した「児童虐待の防止と早期発見・初期対応について」のお願いがあり、職員に周知されている。家庭の養育状況が不安定な子どもについては、市・子育て支援課と連携している。現在、子どもの家庭での養育状況に変化がないか観察しているケースがある。観察の記録は名前を略して記載し、子どもの目に触れないように注意している。 | | |

A-3 保育の質の向上

| | | |
|--|-----|-------------|
| | | 第三者評価結果 |
| A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価) | | |
| A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 | 保65 | ① a ・ b ・ c |
| <コメント> 全国保育士会発行の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」及び「自己評価チェックシート」を使って、定期的に自己評価を行っている。職員室での日頃の話題が保育実践の振り返りとなり、学び合いになるように職員間で意識をしている。 | | |